

日野市の人口 ※世帯数は外国人世帯を除く

	男性	女性	計	世帯
12月1日	88,416	85,459	173,875	76,156
11月1日	88,391	85,408	173,799	76,143

■毎月1日・15日発行 ■発行/日野市 ■編集/企画部市長公室
〒191-8686 東京都日野市神明1-12-1 TEL.042-585-1111(代) FAX.042-581-2516
ホームページ <http://www.city.hino.lg.jp/>
携帯電話版 <http://mob.city.hino.lg.jp/>
(左のバーコードを読み取り機能付き携帯電話で読み取ってください)
Eメール soudan@city.hino.lg.jp



今回は、ひとり親家庭等の医療費助成、児童手当、ひとり親家庭ホームヘルプサービス事業についてお知らせします。このほかにも子育てのための手当や助成制度がありますのでお問い合わせください。

ひとり親家庭等の医療費を助成

母子・父子家庭や、それに準ずる家庭の方に「ひとり親家庭等医療証」を発行していただきます。診療の際に、この医療証を健康保険証と一緒に提示すると、保険診療の自己負担の一部が軽減されて受診することができま

子育てを応援します

申請書類及び⑥の児童福祉施設に関する詳細についてはお問い合わせください

児童手当の申請を

対象となる方は早めに市役所2階子育て課で、公務員の方は勤務先で申請してください。

②厚生・共済年金加入者は健康保険証のコピー③申請者名義の預金通帳(郵便局を除く)④平成18年1月2日以降の転入者は、平成18年1月1日現在の住所地で発行される平成18年度課税(非課税)証明書(合計所得・控除額・扶養人数が記載されたもの)⑤④は後日提出可。現在受給中の方は申請の必要なし

お子さんが4人以上いる方に「多子世帯養育手当」

対象は次のすべてに該当する方①18歳未満(18歳になった年の年度末までを含む)の児童を4人以上養育中②4人目以降の児童が中学生以下(児童手当を受けている・受けられない児童を除く)③平成17年中の所得が制限額未満(表3参照)

提出された方の申請は不要です。現況届の審査後、該当の方には新しい医療証を平成19年1月1日までに郵送します(該当されなかった場合は資格消滅通知を郵送)。

受給要件

①市内に住所がある母子・父子家庭が、それに準ずる家庭(父母以外の養育者、親が重度の障害者等)②昭和63年4月2日以降生まれの児童を養育している(助成期間は18歳の年度末まで)③各種健康保険に加入している④生活保護を受けていない⑤児童を里親に委託していない⑥児童福祉施設等に入っていない(一部助成可能な施設あり)⑦東京都心身障害者医療の助成を受けていない(子または親のみを受けている場合は可)⑧平成17年分の所得が制限額未満(表1参照)

(表1)ひとり親家庭等医療費助成所得制限額 (単位:万円)

扶養親族数	本人	配偶者・扶養義務者等
0人	192.0	236.0
1人	230.0	274.0
2人	268.0	312.0
3人	306.0	350.0
4人	344.0	388.0

※5人目以降は1人につき38万円を加算
※所得額から社会保険料控除相当額(全員一律)8万円を引くことができます
※給与所得者は平成17年分源泉徴収表の「給与所得控除後の金額」、確定申告をした方は平成17年分確定申告書(控)の「所得金額合計」をご覧ください
※その他、控除できるものがあります。詳細は問い合わせを

(表2)児童手当所得制限額 (単位:万円)

扶養親族数	国民年金加入・年金未加入者		厚生年金・共済年金加入者	
	所得額	給与収入額	所得額	給与収入額
0人	468.0	652.5	540.0	733.3
1人	506.0	695.6	578.0	775.6
2人	544.0	737.8	616.0	817.8
3人	582.0	780.0	654.0	860.0
4人	620.0	822.2	692.0	902.2

※主たる生計者の平成17年分の所得で判定し、扶養親族数は平成17年中の扶養人数(控除対象配偶者を含む)
※給与所得のみの方は源泉徴収票の「給与所得控除後の金額」を、確定申告をされた方は確定申告書の「所得金額合計」を表の所得額と比べてください
※障害者・寡婦(夫)・医療費控除、老人扶養等その他控除がある場合はお問い合わせください
※所得額には社会保険料控除額(一律控除分)8万円が加算されています

(表3)多子世帯養育手当 所得制限額 (単位:万円)

扶養親族数	所得額
0人	552.5
1人	597.5
2人	642.5
3人	687.5
4人	732.5

※5人目以降は1人につき45万円を加算
※所得額には社会保険料控除相当額(一律控除分)8万円が加算されています
※扶養親族数は平成17年中の人数で控除対象配偶者を含みます
※その他、控除できるものがあります。詳細は問い合わせを

日常生活を営むのに著しく支障があるひとり親家庭に対して育児をはじめ、食事の世話、掃除および整理、洗濯などのホームヘルプサービスを行います。

対象は次のいずれかに該当する方①ひとり親家庭となつてから2年以内②小学校低学年以下の児童がいる③親または義務教育終了前の児童が一時的に負傷し、または疾病にかかった④親族等の冠婚葬祭に出席する⑤日常の家事及び育児を行っている同居の祖父母等が一時的に負傷し、または疾病にかかった⑥技能習得のための通学、就職活動、出張、学校の公式行事への参加など⑦その他必要と認められる場合 詳細は問い合わせを

年末年始のごみ・資源物回収にご協力ください

ごみゼロ推進課 (☎581-0444)

年末年始は、ごみの収集や資源物の回収が休みとなるため、普段より収集・回収間隔があいてしまう品目があります(下表参照)。「ごみ・資源分別カレンダー」をよく確認のうえ、計画的にお出しください。なお、資源物はスーパー等が店頭で行っている自主回収に、新聞は販売店の回収に出すことを心がけてください。

▼来年の「ごみ・資源分別カレンダー」を配布中

平成19年の「ごみ・資源分別カレンダー」を各家庭に戸別配布しています。12月分のカレンダーが表紙に掲載され、分別方法なども最新の情報に改まっていますので、届きましたらすぐにご活用ください。

2世帯以上の住宅で2部以上必要な場合は、市役所1階市民相談窓口、七生支所、豊田駅連絡所、生活・保健センター内地域協働課、クリーンセンターで受け取ってください。

なお、戸別配布には十分注意を払っていますが、12月22日(金)までに配布されなかった場合は、ごみゼロ推進課へご連絡ください。

▼粗大ごみの収集受け付け

粗大ごみの受け付けは、12月28日(木)まで、年始は1月4日(木)からです。

粗大ごみの申込み先(有)日野環境保全(☎581-4331)

●年末年始のごみ収集・資源物回収スケジュール

収集地区	12月				1月		
	25日(月)	26日(火)	27日(水)	28日(木)	29日(金)~3日(水)	4日(木)	5日(金)
多摩平	可燃・段ボール	不燃・有害・雑誌・びん	新聞	可燃・牛乳パック類・古布	収集・回収はありません	可燃	
日野台・大坂上・新町・栄町	可燃・段ボール	不燃・有害・雑誌	新聞	可燃・牛乳パック類・古布		可燃	
豊田・東豊田・川辺堀之内・神明	可燃・段ボール	雑誌	新聞	可燃・牛乳パック類・古布		可燃	不燃・有害
日野本町・日野	可燃・段ボール	雑誌	新聞	可燃・牛乳パック類・古布		可燃	不燃・有害・びん
上田・宮・万願寺・石田・新井	可燃・段ボール	雑誌	不燃・有害・新聞・びん	可燃・牛乳パック類・古布		可燃	
落川・三沢・高幡		可燃	不燃・有害・ペットボトル・トレー類			牛乳パック類・古布	可燃・かん
南平	不燃・有害・びん	可燃	ペットボトル・トレー類			牛乳パック類・古布	可燃・かん
百草・程久保	不燃・有害	可燃	ペットボトル・トレー類			牛乳パック類・古布	可燃・かん
平山・西平山		可燃	ペットボトル・トレー類	不燃・有害・びん		不燃・有害・牛乳パック類・古布	可燃・かん
東平山・旭が丘・富士町		可燃	ペットボトル・トレー類	不燃・有害		不燃・有害・牛乳パック類・古布・びん	可燃・かん

今月の納税
国民健康保険税第6期
固定資産税・都市計画税第3期
納付には便利な口座振替のご利用を
納税課